



身 障 秋 田

発行人／社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会会長 細 矢 治 助

事務局／秋田市旭北栄町1-5 TEL／(018) 864-2780 FAX／(018) 864-2781 平成14年 9月30日発行

新役員決まる！ 細矢氏会長に再任

秋田県身体障害者福祉協会の役員任期が、平成十四年八月六日で満了になり、理事会、評議会を開催し、役員等を選任した結果、次の方々が、今後二年間、協会の役員として就任することになりました。会長には、由利郡仁賀保町の細矢治助氏が再任されました。新役員は、次のとおりで、任期は、平成十六年八月六日までです。

- | | | | |
|-----|-------------------|--------------|----------------|
| 会長 | 細矢 治助 (仁賀保町) | 副会長 | 菅原 龍典 (比内町) |
| 理事 | 渡部 昭一 (河辺町) | 尾張甲子蔵 (横手市) | 小森 正直 (藤里町) |
| | 小野 晋作 (秋田市) | 小野 昌一郎 (秋田市) | 宮崎 恒雄 (湯沢市) |
| | 藤井 宏一 (田沢湖町) | 小森 一昭 | 嘉藤テツコ (車いす連合会) |
| | 藤原 良治 (秋田市) | 高橋 豊 (県社協) | 佐藤 義則 (施設長) |
| | 目黒 和雄 (事務局長) | 伊藤 二雄 (施設長) | 白井 忠治 (施設事務部長) |
| 評議員 | 三沢 栄治 (合川町身障協会会長) | 山崎 幸蔵 (鹿角市) | 成田 耕作 (鹿角市) |
| | 石田 助成 (大館市) | 須藤 典伸 (大館市) | 熊谷 忠好 (能代市) |
| | 岩澤 朝英 (能代市) | 北林 富雄 (田代町) | 工藤 正一 (山本町) |
| | 浮田 正明 (男鹿市) | 船木清之助 (男鹿市) | 川田 直政 (秋田市) |
| | 三浦 政三 (秋田市) | 伊藤 政吉 (本荘市) | 武田 栄子 (本荘市) |
| | 長沼 兼重 (雄和町) | 齊藤 満 (金浦町) | 高橋 彦安 (大曲市) |
| | 伊藤 喜咲 (大曲市) | 見立屋角治 (横手市) | 五十嵐秀太郎 (湯沢市) |
| | 小松 典夫 (仙北町) | 丹 勇之助 (雄物川町) | 戸田 和郎 (大雄村) |
| | 山形美知男 (雄勝町) | 小野正之助 (羽後町) | 石塚 三雄 (視障協) |
| | 煙山 貢 (視障協) | 伊藤 直準 (聴障協) | 嶋田 敏夫 (車いす連合会) |
| | 伊藤 正作 (秋笛会) | 三浦 和子 (秋笛会) | 木山美佐子 (民生児童委員) |
| | 柏原 直治 (保護者会会長) | | |

あいさつ

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会
会長 細 矢 治 助



こんにちは、みなさま
お変わりありませんか。

「していけない事は、しない」、「やる事が適当かどうかの判断」と言うことを私は、会長倫理と思い、一日一日に挑戦し、あらん限りの力を持って努力していく所存です。

この度、平成十二年八月に続いて、再度、会長就任の推薦をいただき、協会理事皆様方のご厚意に、心から御礼申し上げますと共に、今、改めて、其の職責の重さに気を引き締めおるところであります。さて、スタートした二期目の今後の方針について、若干申し述べさせていただきます。前期間は、歴代会長さんの行跡を尊重しつつ、リーダーとして会員皆様との対話と信頼をモットーに全県下を、隈なく走り廻り、其の結果と、ニーズを、協会業務に反映せしめた感じが致します。これから後も、その初心を忘れずに、会員皆様及び協会幹部の方々とは、一心同体の考えのもとに、つつみ隠す事なく、積極的に行動し、会員皆様の要望を尊重し、与えられた会長責務を全うしていくつもりであります。

その会長責務とは、「手をつけたからには、答えを出す」、

「程の厳しい社会ながらも、常に、全県下に生活しておられる、同僚・同志の皆様のお顔を拝見し、そのお一人お一人が、人として生き甲斐の有る、幸な個人生活に加えて、ご家族が円満に暮らされる事を切に希望するものであります。当協会と致しましても、県下六十九市町村協会及び各種障害者別組織団体の発展と、五万人の障害者個人個人が、健常者・障害者と言う、「わけ、へだたり」の無い幸せな社会を実現する為に、県当局初め、関係諸団体皆様方のご指導・御支援を頂戴しつつ、協会役員一同、一致協力し合い、出来得る限り、会員皆様方の、「かゆい所に、手が届くように」各種事業の推進に寄与して参りますので、会員皆様方、更なる、御理解とご協力をお願い申し上げます。最後に、我が秋田県、各種関係諸団体、そして、各地域協会の躍進発展と、会員ご一同様のご健勝と御活躍を、心から、お祈り申し上げます。

第40回

秋田県身体障害者体育大会開催

第四十回 秋田県身体障害者体育大会が、八月二十五日、秋田市の八橋陸上競技場を主会場に行なわれました。

開会式では、九市七郡、四中学校、十二施設から約五百六十人の選手が参加し、細矢会長らの先導により、堂々の入場行進が続ぎ、鹿角市の松岡隆司さん(63)による力強い宣誓の後、陸上競技、卓球、水泳、フライングディスクの四競技の、二十三種目が、前日の豪雨がウソのように晴れ渡った空の下、スタンドに集まった応援団からの声援を受け、選手達の熱戦がくり広げられました。

来年度からは、平成十九年に本県で開催されることになった全国障害者スポーツ大会に向けて、障害を持つ人がその障害の種別に関係なく参加できるよう、三障害統合の大会が開催される方向で、現在検討されています。

なお、この大会における個人の成績をもとに、来年静岡で行なわれる第三回全国障害者

者スポーツ大会の秋田県代表選手が選考されることになっております。

総合などの成績は、次のとおりです。

総合の部

優勝 秋田市 一五〇点
準優勝 鹿角市・北秋田郡 九七点

三位 仙北郡 九四点

リレーの部

男子優勝 秋田市 五八秒九七
女子優勝 秋田市 七一秒六二



平成14年度海の家・山の家施設名簿

番号	施設名	住所	電話番号	料 金	
				宿泊 (1泊2食付)	日帰り
1	志張温泉ホテル	〒018-5141 鹿角市八幡平字 切留平11の11	0186-31-2246	7,700円 より	400円 より
2	大館市立 老人福祉センター	〒017-0021 大館市雪沢字大滝66	0186-50-2031	5,100円 より	700円 より
3	ホテル ゆとりあ藤里	〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字 上湯ノ沢1-2	0185-79-1070	10,000円 より	
4	丸富ホテル	〒018-2303 山本郡山本町森岳字 木戸沢115	0185-83-2311	10,000円 より	720円 より
5	国民宿舎「男鹿」	〒010-0687 男鹿市北浦湯本字 中里21の19	0185-33-3181	6,770円 より	1,050円 より
6	かんぱの宿「男鹿」	〒010-0531 男鹿市船川港台島字 鶴の崎62の2	0185-27-3000	7,500円 より	400円 より
7	セイコー グランドホテル	〒010-0687 男鹿市北浦湯本字 草木原50の1	0185-33-2131	10,000円 より	1,800円 より
8	五城日町休養セン ター「恋地山荘」	〒018-1713 南秋田郡五城日町 馬場目字 十二の台23の8	018-853-2014	6,000円 より	800円 より
9	赤倉山荘	〒018-1853 南秋田郡五城日町 富津内中津又字 滑多羅3の7	018-854-2969	6,000円 より	1,800円 より
10	関谷山荘 貝の沢温泉	〒010-1106 秋田市太平山谷字 貝の沢66の96	018-838-3838	6,000円 より	830円 より
11	旅館「角水」	〒014-1413 大曲市角間川町 四上町88	0187-65-2156	6,850円 より	700円 より
12	国民宿舎「駒草荘」	〒014-1201 仙北郡田沢湖町 生保内字 駒ヶ岳2の1	0187-46-2101	6,230円 より	833円 より
13	横手駅前温泉 ゆうゆうプラザ	〒013-0036 横手市駅前町7の7	0182-32-7777	11,000円 より	600円 より
14	あいのの温泉 「鶴ヶ池荘」	〒019-1100 平鹿郡山内村十淵字 鶴ヶ池24の2	0182-53-2131	10,000円 より	400円 より
15	小安観光ホテル 「鶴泉荘」	〒012-0182 雄勝郡皆瀬村畑等字 湯元41	0183-47-5011	10,000円 より	500円 十部屋代 より

「よさこいピック 高知」に選手 27名参加

役員、選手団参加のもと、陸上、水泳、卓球など十三の競技で熱戦がくり広げられることになりました。

保坂 信雄(秋田市)
高橋 栄子(湯沢市)
鎌田トモ子(訓練センター)
水泳競技
堀口 和美(北秋田郡)
茂呂 邦夫(秋田市)

本県からは、身体障害者の部門で、次の十一名の方々が出場します。御活躍をお祈りいたします。

卓球競技
小川 真(聾学校)
石塚 巴(〃)

陸上競技
吉田 宏行(ワークセンター)
小杉 智宏(グリーンハウス)
阿部 隆二(鹿角市)
FD競技
夏井 宏明(はまなす学園)

保養施設

「海の家・山の家」をご利用下さい

身体障害者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションなど健全な保養・休養を得ることに、福祉の増進を図ることを目的に保養施設を利用される方に、宿泊一人千円、日帰り一人四百円を助成しております。平成十四年度の県内契約施設は、左記の十五施設です。ご利用ください。

第22回 秋田県身体障害者福祉大会盛大に開催

第二十二回秋田県身体障害者福祉大会が、七月十七日(秋田市の秋田県民会館において、身体障害者及び関係者約千八百人が参加し、盛大に開催されました。

今年とは前年と異なり、三構成となっており、第一部の式典では、細矢大会運営委員長及び寺田知事のあいさつのもと、長年にわたり自らの障害を乗り越え、自立更生された方及び障害者団体の育成に功績のあった方々に対して、二十二人が知事表彰、四十四

人が県身体障害者福祉協会長表彰を受賞しました。

第二部は、近藤 郁夫(能代市)、藤原 市夫(秋田市)、相川 武夫(大曲市)の三氏がそれぞれ体験発表し、そのあと大会宣言及び大会決議が提案され、会場の皆さんの満場一致で承認されました。第三部はアトラクションとして、唄と踊りが披露され、大会は盛会裏に無事終了しました。表彰を受けた人は、次のとおりです。

柴田 信一 十文字町 後藤 新吉 雄物川町

秋田県身体障害者福祉協会長表彰

◎自立更生功労者(14名)

佐々木 晋逸 秋田市

内山 映三 大曲市

鈴木 孝和 本荘市

伊藤 孝和 大曲市

向川 孝和 大曲市

大友 孝和 大曲市

古田 孝和 大曲市

佐藤 孝和 大曲市

金藤 孝和 大曲市

佐藤 孝和 大曲市

◎団体体育成功労者(18名)

宇佐美 大三 秋田市

大野 忠好 秋田市
熊谷 好貢 秋田市
伊藤 為太郎 秋田市
天野 實郎 秋田市
浅野 志實 秋田市
一石 政洋 秋田市
斎藤 賢治 秋田市
三浦 鉄夫 秋田市
鎌田 兼光 秋田市
児玉 光夫 秋田市
奈良 光夫 秋田市
齊藤 光夫 秋田市
伊藤 光夫 秋田市



秋田県身体障害者福祉協会長表彰
◎自立更生功労者(14名)
佐々木 晋逸 秋田市
内山 映三 大曲市
鈴木 孝和 本荘市
伊藤 孝和 大曲市
向川 孝和 大曲市
大友 孝和 大曲市
古田 孝和 大曲市
佐藤 孝和 大曲市
金藤 孝和 大曲市
佐藤 孝和 大曲市
◎団体体育成功労者(30名)
阿部 喜一郎 鹿角市
加賀 正 鹿角市

バリアフリー施設情報 収集事業始まる

不特定多数の人々が利用する県内の各種施設について、障害者や高齢者、小さな子どもづれの方々が、気軽に安心して外出できるように配慮した設備などについての情報の提供とボランティアや事業者、障害者など多くの県民の交流を通じて、バリアフリーに対する理解と関心を深めてもらうため、今年度、秋田県身体障害者福祉協会が秋田県から委託されて「バリアフリー施設情報収集事業」を実施することになりました。

この事業で収集する情報は、各市町村ごとに調査隊を編成し、具体的な調査を行うことになりませんが、行政機関、各市町村社会福祉協議会の方々の全面的なバックアップがなければ、この事業の成功は望めませんので、各市町村身体障害者団体への絶大な御協力をお願いいたします。

以下バリアフリー施設情報収集事業に関して、各市町村の調査隊が行う情報収集の概要を説明します。

調査対象 県内の文化・スポーツ施設、商業施設、宿泊施設、観光施設等。

調査項目 障害者や高齢者、小さな子どもづれの人の利用に配慮した出入り口の構造、トイレの設備、乳幼児に配慮した設備等。

調査の方法 ①調査隊の編成 市町村ごとに、障害者や高齢者、ボランティア、福祉関係団体、行政機関などで調査隊を編成する。 ②調査リスト 県が示す基準に合致する施設のリスト(調査リスト)を作成する。 ③調査 県が作成するマニュアルに従い、現地調査により、調査票の各項目に記入する。

その他 平成九年度に「あきたお出かけマップ」という障害者の方々への情報提供として同様の調査を行いました。今回は対象を広げ、より多くの県民の方々に情報提供します。調査隊が集めた県内施設のバリアフリー情報は、データベース化し、県のホームページなどで地図情報と併せてわかりやすく提供するとともに、次年度以降バリアフリーマップなど冊子の発行も計画しております。

支援費制度が 平成15年度から 実施されます

社会福祉基礎構造改革の一環として、障害者福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度にするため、これまで行政がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組みとしての「支援費制度」に改め、平成十五年四月一日から実施されます。

○支援費制度の概要○

支援費制度では、援護の実施者は市町村となり、その仕組みは、次のようになります。

1 支援費の支給を希望する障害者は、市町村の窓口でサービス利用の相談をし、内容等十分理解した上で、支援費の支給申請を行なってもらいます。

2 市町村は、随時広報等で、情報の提供に努め、障害者からの相談及び支援費の申請を受けた時は、定められた方法により、支援費の支給が必要かどうかについて審査し、支給の決定を行い、支援費受給証を交付します。

3 受給者証の交付を受けた障害者は、(県(秋田市)が指定したサービス提供事業者・

施設の中から、自からにふさわしいサービスを選択し、事業者・施設と「契約」を結び、サービスの提供を受けることとなります。

また、サービスを受けた時は、契約した指定事業者・施設に対し、直接定められた利用者負担金を支払うこととなります。

4 市町村は、サービスを提供した指定事業者・施設に利用者負担金を除くサービス料金(支援費)を、サービスを利用した障害者に代って支払う事になっていきます。

○対象となる福祉サービス○ (身体障害者関係)

居宅生活支援サービス

居宅介護等(ホームヘルプサービス)

デイサービス

短期入所(ショートステイ)

施設訓練等支援サービス

身体障害者更生施設

身体障害療護施設

身体障害者授産施設

支援費制度に 移行しないサービス

身体障害者福祉ホーム

身体障害者小規模(十名、十九名)通所授産施設

視覚障害者情報提供施設

身体障害者相談支援事業

身体障害者生活訓練等事業

日常生活用具給付事業
補装具給付事業
更生医療給付事業

障害者補助犬法が成立

盲導犬や聴導犬、介助犬の同伴を公共の施設や交通機関が拒むことを禁じた「身体障害者補助犬法」が平成十四年五月二十二日成立し、十月一日から施行されます。

補助犬法のポイント

国、地方公共団体、特殊法人その他公共法人は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することを拒めません。(法第七条)

公共交通事業者及び一般乗用自動車運送事業を営業者は、その管理する旅客施設及び旅客の運送を行うため、その事業の用に供する車両等を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒めません。(法第八条)

民間の事業主や、住宅を管理する者は、当該事業所又は事務所及び管理する住宅に居住する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒まないように努めなければなりません。(法第九条)

協会からのお知らせ

障害者一〇番

障害者(三障害者)の権利擁護をはじめ、何でも相談できる無料相談事業です。

相談の仕方等は次のとおりです。

○相談日 毎週月、金曜日(祝・祭日は除く)
午前九時～午後四時

○法律相談日
毎月第三火曜日
午後一時～三時(弁護士が来所して法律的な相談を受けております。)

○相談方法 電話、ファックス又は来所

○相談対応者 電話相談員、弁護士、関係機関等

○相談先
秋田県心身障害者総合福祉センター(秋田市旭北栄町一―五)

TEL 〇一八(八六三)二二九〇
FAX 〇一八(八六三)二二九六

「身体障害者 ジパング倶楽部」 について

一般の高齢者より男女とも五歳若く入会できる「身体障害者ジパング倶楽部」(男性満六十歳以上、女性満五十五歳以上)

が昭和六十二年から設けられました。特典は、JRの身体障害者運賃割引のほか特典・急行・グリーン・座席指定券が利用回数三回までは二〇%、四回以降は三〇%割引(更新後は、すべて三〇%割引)になります。会員としての有効期間は一年間で、更新ができます。

入会及び更新のご希望の方は、郡市身体障害者協会にある入会・更新申込書に記入の上(新規に入会の場合は、身体障害者手帳の写しを添付)それぞれ一、〇一〇円(現金が為替、切手は不可)を添え、身体障害者福祉協会に申し込んでください。

聴力に障害がある方が利用できる字幕入りビデオライブラリーをご利用ください。

秋田県心身障害者総合福祉センター図書室にテレビ番組、映画などに字幕を入れたビデオが一、三五七番組備え付けられており、貸出しを行っています。

利用される方は当協会への登録が必要ですので、希望される方はご連絡ください。